

総合事業 自分らしい生活をするために

吉田町は平成29年度から総合事業を開始しています。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス ●通所型サービス

対象者

- ・要支援1・2の認定を受けた方
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

一般介護予防事業

高齢者が日常的に介護予防に取り組めるような教室など

対象者

- ・町内在住で要介護（支援）・事業対象者の認定を受けていない65歳以上の人（一部要支援認定者、事業対象者でも利用できます）

総合事業のポイント

- **介護予防サービス** の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、**介護予防・生活支援サービス事業** に移行しました。
要支援1・2の方は、**介護予防サービス** と **介護予防・生活支援サービス事業** を利用できます。
- **介護予防・生活支援サービス事業** のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定を受け利用できます。（要介護認定は不要です）

基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかわかります。

基本チェックリスト（一部抜粋）

- 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか
- 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- 週に1回以上は外出していますか
- 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。いつまでも自分らしい生活をするためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。



生活機能の低下が気になったら地域包括支援センターに相談しましょう。
※地域包括支援センターについては32ページをご覧ください。



総合事業の考え方

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加するなか、「団塊の世代」といわれる方々が75歳以上となる令和7年に向けて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することで、住民が主体的に参加し、自らが担い手となる地域づくりを目指します。

これまでの支援の例

■通所介護サービス



日常的に通う場所として利用

■訪問介護サービス



買い物・調理のサービスを利用

これからの支援に必要な考え方

その人が主体的に生活できるよう支援する＝自立支援
地域包括ケアシステムを目指す「住み慣れた地域」が日常となる

■友人との助け合い

謝礼の支払いやお菓子の準備を分担



■介護予防のトレーニング

足腰を鍛える



■民間サービス

大きな、重い日用品は宅配サービスを利用



■ご近所との助け合い

ご近所と一緒に買い物



総合事業のご利用にあたって

- できる行為は可能な限り本人が行うようにしましょう
- 本人の目標が達成された後は、一般介護予防事業や住民主体の通いの場等へ参加しましょう
- 吉田町介護予防体操「SUN・サン体操～介護予防バージョン～」に取り組みましょう
- よくかんで食べることは、脳を刺激して認知症予防につながります。また、食事からエネルギーを摂取することで、病気にかかりにくい抵抗力を保つことができるため、口腔・栄養についての基礎的な知識を学べる口腔・栄養教室に積極的に参加し、セルフケアに努めましょう。



介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

介護サービス

介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入・住宅改修

地域支援事業（総合事業）

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、利用者のニーズにこたえられるよう、生活支援などの多様なサービスが提供されることが期待されています。ニーズにあったさまざまなサービスを提供するためには、既存の事業者だけでなく、住民によるボランティアやNPO、民間企業などが参加することが必要になってきます。

- 対象者**
- ①要支援認定を受けた方
 - ②基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方（要支援に相当する方を想定しています）



訪問型サービス

介護予防訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが訪問し、身体介護（食事や入浴、排せつの介助等）、生活援助（食事の準備や調理等）を行います。

※生活援助は同居世帯員（障害・疾病等により家事を行うことが困難な場合を除く）がいる場合は、原則として利用できません。

- 利用回数** 週1回～
ケアマネジャー（地域包括支援センター）の作成するケアプランにより決まります。
- 利用料** 月額制、1～3割の自己負担あり。

自己負担(1割)のめやす

週1回程度利用	1,176円
週2回程度利用	2,349円
週2回を超える程度利用	3,727円

週2回を超える程度の利用は、要支援2の方に限ります。
※要支援認定を受けた方が対象となります。

※介護予防訪問介護において認められている加算については、総合事業訪問介護においても認められます。その分自己負担額が変動します。



訪問型サービス A

シルバー人材センターの会員が訪問し、生活援助（買い物、調理、洗濯、掃除等）を利用者と共に行います。

- 利用回数** 要支援1・事業者対象者…週2回程度（月10回まで）、
要支援2…週3回程度（月15回まで）
ケアマネジャー（地域包括支援センター）の作成するケアプランにより決まります。
- 利用料** 100円/時間



訪問型サービス C

理学療法士・歯科衛生士・管理栄養士等が居宅を訪問し、運動器・口腔機能の向上及び栄養改善等の介護予防に関する相談や指導を行います。住宅改修・福祉用具の利用にあたっての助言も受けられます。

- 利用回数** 専門職による指導はおおむね3カ月に1回以上をめやす（最大6カ月）
- 利用料** なし



訪問型サービス D

通所型サービス B 実施施設までの送迎等の移動支援を行います。

片岡杉の子園による送迎	● 利用日 毎週火・木曜日（通所型サービス B 「かがやき」利用日） ● 利用料 なし
-------------	--



通所型サービス

介護予防通所介護相当サービス

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事、入浴の提供や日常動作訓練などを日帰りで受けられます。

- 利用回数** 週1～2回
ケアマネジャー（地域包括支援センター）の作成するケアプランにより決まります。
- 利用料** 月額制、1～3割の自己負担あり。

自己負担(1割)のめやす

週1回程度利用	1,672円
週2回程度利用	3,428円

*食費、日常生活費は別途負担になります。
*介護予防通所介護において認められている加算については、総合事業通所介護においても認められます。その分自己負担額が変動します。
※要支援認定を受けた方が対象となります。



通所型サービス A

町の施設や通所介護施設で介護予防体操や各種レクリエーションを受けられます。

北区いきいきセンター	
1日型	半日型
● 利用日 毎週金曜日	● 利用日 毎週水曜日（午後）
● 利用料 300円/回	● 利用料 250円/回
● 入浴サービス なし ※昼食代・外出諸費別途	● 入浴サービス なし
社会福祉協議会	
はあとふるパワリハ A	おいしい集い A
● 利用日 毎週金曜日	● 利用日 毎週水曜日
● 利用時間 13:30～15:00	● 利用時間 10:00～14:00
● 利用料 200円/回	● 利用料 400円/回（お風呂利用は別途200円）
● 内容 機械を使って軽い負荷で行う介護予防トレーニング	● 内容 栄養講座や介護予防体操を交えた会食

通所型サービス B

ボランティアによる介護予防体操やレクリエーションを受けられます。

ふれあいデイサービス「かがやき」	
● 利用日 毎週火・木曜日	● 利用時間 10:30～15:00
● 利用料 200円 ※昼食代・外出諸費別途	● 場所 吉田町神戸コミュニティ広場 よしきた



通所型サービス C

理学療法士・歯科衛生士・管理栄養士等が指導にあたる運動器・口腔機能の向上及び栄養改善を目的とした2時間程度の教室。

- 利用回数** 週1回～（3～6カ月間）
- 利用料**

パワリハ教室	200円/回
運動器の機能向上教室	150円/回
口腔・栄養教室	150円/回

運動器の機能向上教室講師

ボールやタオルなど簡単な道具を使って体を動かしていきます。参加者それぞれに対応したメニューを用意し、基本的にはいすに座ってできる運動を紹介します。2時間の教室では、休憩を挟みながらお茶をしたりゲームをしたりする時間もとっていきます。自宅でもできる運動なので、ぜひ、家でも続けてやってほしいです。みんなで楽しく体を動かしましょう！



松浦水帆子さん
（はいなん吉田病院理学療法士）

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

介護サービス

介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入・住宅改修

地域支援事業（総合事業）

費用の支払い

介護保険料の決め方

一般介護予防事業

各種事業に参加する人を増やすとともに、通いの場が増えていくような地域づくりを進めます。リハビリの専門職等が住民主体の通いの場などに関わることで介護予防のための人材を育てるとともに、活動内容を充実させます。

対象 町内在住で要介護(支援)・事業対象者の認定を受けていない65歳以上の人

パワリハ教室

6種類の機械を使って筋力向上のためのトレーニングを実施。(送迎あり)

- 日程** ①5～8月 ②10～2月(全15回・毎週月曜日)
- 時間** 13:30～15:00
- 場所** 健康福祉センター「はあとふる」生きがい工房 **参加費** 200円/回
- 申込方法** 社会福祉協議会(☎34-1800)に電話

かんたん体操教室

いすに座ったままできる基礎体操を中心に、ボール体操や指ヨガ、ペタボードなどを織り交ぜ、多彩な内容で開催しています。〔歩くことも介護予防〕として、自宅近くの場所を指定する送迎あり)

- 日程** ①4～7月 ②8～11月 ③12～3月(全14回・毎週月・火・水の3コース)
- 時間** 午前の部(月・火・水)／9:00～11:00、午後の部(月・火)／14:00～16:00
- 場所** 北区いきいきセンター **参加費** 250円/回
- 申込方法** 北区いきいきセンター(☎33-0019)に電話

いきいきデイサービス

日常生活は自立しているが、外出機会が少ない方を対象に、体操やレクリエーション等を行うことにより、外出のきっかけづくりや閉じこもり防止を図り、要介護状態になることを予防します。(自宅近くの場所を指定する送迎あり)

- 日時** 毎週木曜日の10:00～15:00
- 場所** 北区いきいきセンター
- 参加費** 400円/回(昼食代別途)
- 利用回数** 週1回
- 申込方法** 北区いきいきセンター(☎33-0019)に電話



おいしい集い

高齢者の孤独食防止とバランスのとれた食事摂取や生きがいづくりを目的とし、管理栄養士による栄養講座や介護予防体操を交えた会食を行います。自由時間には入浴もできます。(自宅近くの場所を指定する送迎あり)

- 日程** 毎週水曜日 ※変更する場合があります
- 時間** 10:00～14:00
- 場所** 健康福祉センター「はあとふる」生きがい工房
- 参加費** 400円/回(お風呂利用は別途200円)
- 申込方法** 社会福祉協議会(☎34-1800)に電話



おいしい野菜づくり教室

実際に野菜づくりを行うことで栽培のノウハウを習得しながら、体力の維持や向上を目指します。通いの場の千草会と一緒に介護予防体操等も併せて実施します。

- 日程** 毎週火曜日
- 時間** 9:00～11:00
- 場所** 自彊小学校西側農地
- 参加費** 100円/回
- 申込方法** シルバー人材センター(☎33-0596)に電話



シニアストレッチ教室

ストレッチを中心としてセラバンドを使った体操やバランス体操を行います。(※床でのストレッチを行うため床からの立ち座りができる方。送迎あり)

- 日程** ①4～7月 ②8～11月
③12～3月(月3回・指定の土曜日)
- 時間** 14:00～15:45 ※変更する場合があります
- 場所** デイサービス優しさ(神戸70-1)2階
- 参加費** 250円/回
- 申込方法** ケアプランあめ色 (☎23-3025)に電話



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

介護サービスの

介護予防サービスの

地域密着型サービスの

福祉用具貸与・購入・住宅改修

地域支援事業(総合事業)

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

対象 町内在住で要介護認定を受けていない65歳以上の人

はつらつ講座

いすに座ったままでできる有酸素運動や脳トレを実施。
（はあとふる、川尻会館、東浜公会堂のみ送迎あり）

- 日 程** ①②月1回月曜日／③月1回水曜日
- 時 間** ①午前の部9:30～11:30 ②③午後の部13:30～15:30
- 場 所** ①午前／東村公会堂・山八公会堂・はあとふる
②午後／川尻会館・東浜公会堂・自彊館
③午後／住吉上組集会所・よしきた・大幡会館
- 参 加 費** 100円／回(利用料)
- 申 込 方 法** 社会福祉協議会(☎34-1800)に電話



対象 過去にパワリハ教室に参加し、自分で機器の操作が可能な方
（町内在住で要介護認定を受けていない65歳以上の人）

生きがいトレーニング

6種類の機械を使ったトレーニングを実施
（送迎なし、はあとふる巡回バスを利用して下さい）

- 日 程** ①毎週月曜日 ②毎週火曜日 ③毎週金曜日
- 時 間** ①②③午前の部9:00～11:30、②午後の部13:00～16:30
※時間内ならいつでも利用可能
- 場 所** 健康福祉センター「はあとふる」生きがい工房
- 参 加 費** 100円／回
- 申 込 方 法** 社会福祉協議会(☎34-1800)に電話



対象 どなたでも

介護予防体操 in はあとふる

体操ボランティアが交代で、参加者をリードしながら体操を実施。
月に2～3回、講師による指導も行う。講師指導日の日程は「広報よしだ」をご覧ください。

- 日 時** 月～金曜日(年末年始・祝祭日は除く)14:00～
- 場 所** 健康福祉センターはあとふる 1階 壁面前
- 参 加 費** 無料 **申 込 (予 約)** 不要(直接会場へ)
- 問 合 先** 福祉課 ☎33-2105

高齢者等在宅福祉サービス事業

下記サービスを利用するには、申請等の手続きが必要です。
詳細は福祉課高齢者福祉部門(☎33-2105)にお問い合わせください。

配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等で、食事の支度や調達が困難な方に対して、栄養バランスのとれた弁当を配達することで、食生活の改善を図るとともに、対象者の安否確認を行います。

利用回数 週2回以内の昼食または夕食



在宅支援生活品助成事業

町内に居住する在宅の寝たきり高齢者や認知症状のある高齢者等で住民税非課税世帯の方に対し、在宅生活での介護およびリハビリ等の用品・用具の購入費用の一部を助成することで、介護者の経済的負担および対象者の社会生活への復帰を支援します。

助成種目 紙オムツ・尿取りパッド、防水シート、吸引器、位置情報探索端末機器、リハビリシューズ

※種目により対象者・助成限度額等が異なりますので詳細はお問い合わせください。



福祉介護手当支給事業

町内に居住する在宅の寝たきり高齢者等の介護者に対し、福祉介護手当を支給することにより、その介護を支援します。

※介護者・被介護者の要件等の詳細はお問い合わせください。

ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業

町内に居住する在宅のひとり暮らし高齢者に対し、緊急通報システムを貸与することにより、対象者の生活の安全の確保を図ります。

システムの内容 緊急通報システム、火災異常通報システム、ガス漏れ異常通報システム、安否確認システム
※異常通報を受信すると、警備員が駆け付けて対応します。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

介護サービス

介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入・住宅改修

地域支援事業（総合事業）

費用の支払い

介護保険料の決め方

その他の地域支援事業

「高齢者の権利を守ります」

総合事業のほかに地域支援事業として、高齢者の権利を擁護するための支援も行っています。

次のようなお悩みは、地域包括支援センターにご相談ください。

- 預貯金通帳や財産の管理が自分では不安になってきた
- 悪質な商法によって高額な買い物させられた
- 介護サービス事業者の対応に不満を訴えても改善されない



地域包括支援センターのご案内

高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの身近な相談窓口です。地域で暮らすみなさんがいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支援します。

介護予防、総合事業に関すること、相談や困りごとがあれば、地域包括支援センターへお問い合わせください。



地域包括支援センターはこのような支援や相談を行っています

介護予防を応援します！

要支援1・2および事業対象者の方の介護予防ケアプランなどを作成して、効果を評価します。



さまざまな問題に対応します！

高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスにつなぎます。



積極的にご利用ください



地域包括支援センターのスタッフ

地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士を中心に構成されています。

高齢者の権利を守ります！

高齢者虐待の防止、悪質な訪問販売による被害の防止などの権利擁護を行います。



充実したサービスを提供するために支援します！

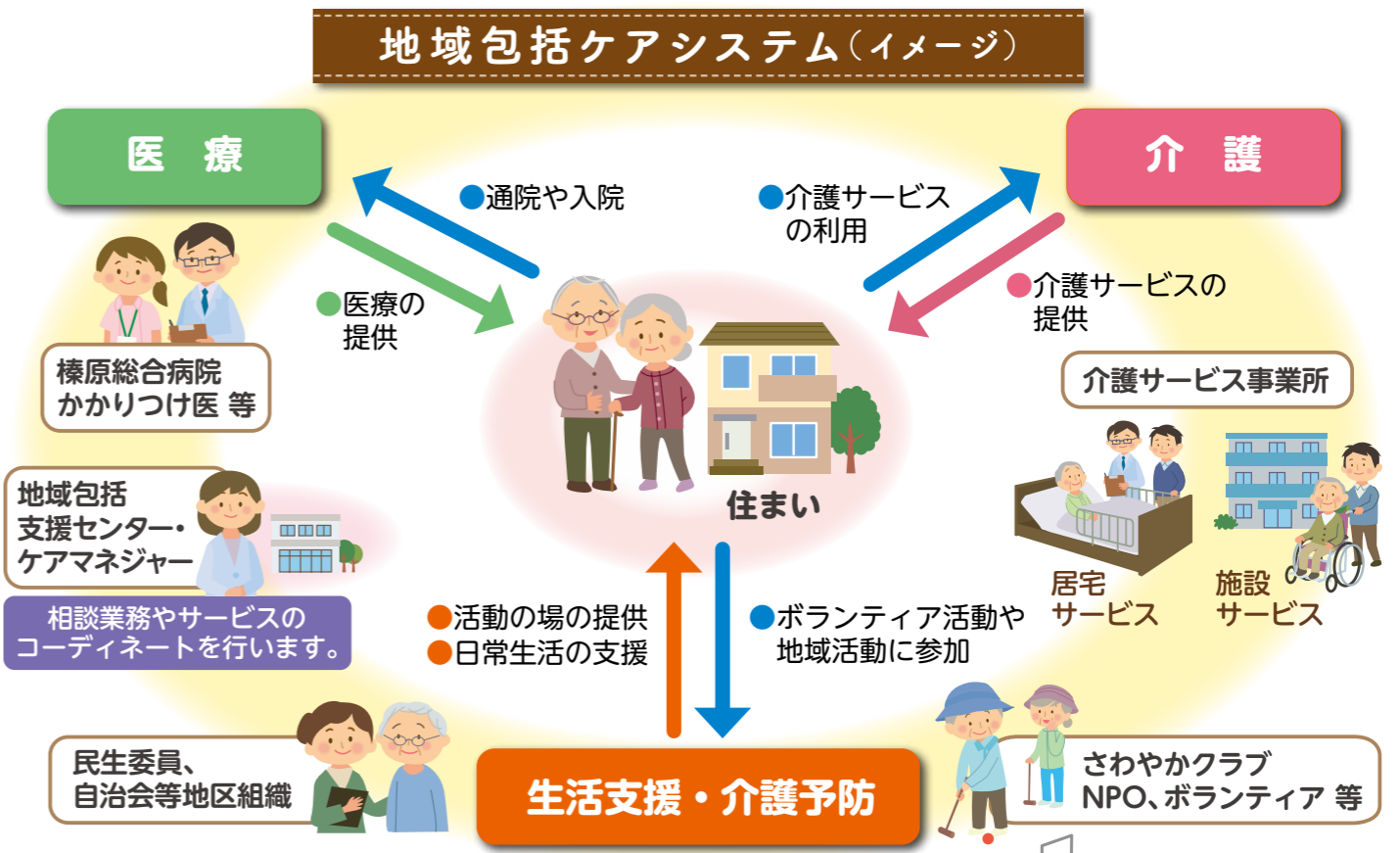
ケアマネジャーへの指導・助言や医療機関など、関係機関との調整を行います。



〒421-0303 吉田町片岡795-1 吉田町健康福祉センター「はあとふる」2階
☎0548-33-2323 受付時間：月～金曜日 8:15～17:00（祝日・年末年始を除く）

支え合いの地域づくり

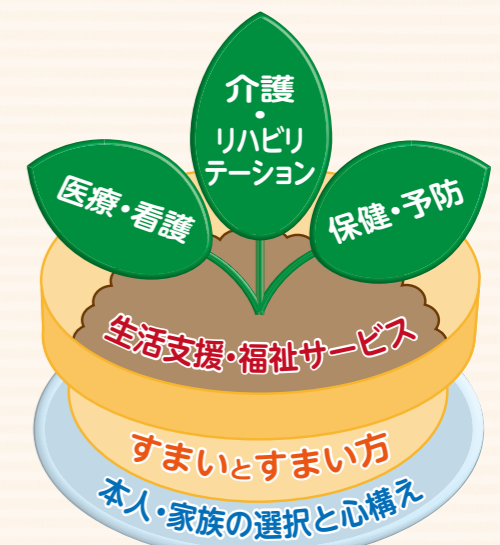
高齢者ができるかぎり住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていくしくみが「地域包括ケア（地域包括ケアシステム）」です。



介護が必要な状態になっても地域で暮らしていくには、「住まい」を前提として「介護」や「医療」などのいざというときのためのサービスと、「介護予防」「生活支援」など日頃から必要なサービスが、日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供される体制が必要です。

● 地域における生活の基盤となる「住まい」「生活支援」をそれぞれ、植木鉢、土ととらえ、専門的なサービスである「医療」「介護」「予防」を植物ととらえています。

● 植木鉢・土のないところに植物を植えても育たないのと同様に、地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた「住まい」が提供され、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」があることが基本的な要素となります。そのような養分を含んだ土があればこそ初めて、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」が効果的な役目を果たすものと考えられます。



出典：平成25年3月 地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」

介護保険制度のしくみ
サービス利用の手順
介護サービス
介護予防サービス
地域密着型サービス
福祉用具貸与・購入・住宅改修
地域支援事業（総合事業）
費用の支払い
決まり方・納め方
介護保険料の決まり方・納め方